

海田町条件付一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）

平成30年4月1日告示第48号

（趣旨）

第1条 この要綱は、海田町が実施する条件付一般競争入札（入札の後に当該入札に参加した者の必要な資格を審査する建設工事の一般競争入札のこと。以下「建設工事条件付一般競争入札」という。）の実施に関し、法令又は他の規則等に特別な定めがあるもののほか必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 建設工事条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が5億円以上の工事とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（入札参加資格要件）

第3条 対象工事の入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれも満たす者でなければならない。

- (1) 対象工事に係る許可業種について、海田町建設工事等競争入札参加資格審査規程（平成元年海田町告示第1号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がされていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がされていること。
- (5) 対象工事の公告日から入札日までの間のいずれかの日において、海田町の指名除外措置を受けていない者
- (6) 対象工事の公告日から入札日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていない者
- (7) 公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、海田町建設工事暴力団対策措置要綱（昭和62年海田町告示第38号）別表第1の1から5までのいずれにも該当しない者
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者（詳細については公告において定める。）

2 対象案件ごとに必要と認めるときは、次に掲げる事項を前項の要件に加えることができるものとする。

- (1) 対象工事の業種に係る建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
- (2) 対象工事の業種に係る建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた営業所（以下「営業所」という。）又は主たる営業所の所在地
- (3) 前項第1号の認定時における対象工事の業種に係る総合数値又は対象工事に対応する建設工事の格付が付されている場合の前項第1号の認定時における対象工事の業種に係る格付
- (4) 年間平均完成工事高

- (5) 元請施工実績
- (6) 配置予定技術者の資格及び経験又は施工実績
- (7) その他必要と認める事項

3 特定建設工事共同企業体に工事を発注する場合は、構成員のすべてが第1項及び前項の入札参加資格要件を満たす者でなければならない。

(入札参加資格要件の決定)

第4条 対象工事の入札参加資格要件は、海田町建設工事指名業者等選定要綱（平成元年海田町訓令第1号）第15条に規定する指名業者選定委員会の審議を経て、町長が決定するものとする。

(公告)

第5条 対象案件を建設工事条件付一般競争入札に付するときは、海田町財務規則（昭和48年海田町規則第13号）第70条の規定に基づき公告するものとする。

2 建設工事条件付一般競争入札の公告は、案件ごとに異なる事項及び入札参加者に注意を喚起しなければならない事項（以下「個別事項等」という。）のみを本文として記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。

(設計図書等の配布等)

第6条 設計図書等の閲覧、貸出又は配布の期間及び方法は、前条の公告に記載するものとする。

2 設計図書に係る質問及び回答は、公告に定める時期及び場所において実施する。

(入札の方法)

第7条 建設工事条件付一般競争入札は、原則として、公告において指定した場所において行うものとする。ただし、町長が特に認める場合は、海田町電子入札実施要綱（平成25年海田町告示第44号）に規定する電子入札システムを使用して行うものとする。

(工事費内訳書)

第8条 入札参加者は、入札書の提出にあわせて、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、再度入札の際においては、この限りでない。

2 工事費内訳書の提出がない者は、入札を無効とする。

3 工事費内訳書の記載事項及び様式は、別に定める。

4 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書換え又は撤回することができない。

5 提出された工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者は落札者としなない（その者のした入札は無効とする。）。

(1) 記名押印がない場合

(2) 工事名に誤りがある場合

(3) 工事費内訳書の合計金額と入札金額が同額でない場合

(4) 第3項で定める記載事項の記載がない場合

6 工事費内訳書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

7 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項ただし書の規定にかかわらず、開札後に入札参加者に対して工事費内訳書の提出を求めることができる。

2 前条第3項、第6項及び第7項の規定は、前項に規定する工事費内訳書について準用する。

(開札の手続)

第10条 町長は、入札書を一括開札するものとする。

- 2 町長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続を終了するものとする。
- 3 前項の場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじを実施し、1人の落札候補者を選定するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、海田町建設工事入札執行規程（平成元年海田町訓令第4号。以下「入札執行規程」という。）第14条第2項の規定に基づき再度入札を行うものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第11条 町長は、前条の開札手続の終了後、落札候補者に対し、公告に定める資格要件に応じ、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。

- (1) 配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類
 - (2) 建設工事の施工実績を証明する書類
 - (3) その他必要な書類
- 2 前項の規定により資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合において、当該入札参加者に対し海田町建設業者等指名除外措置要綱（平成9年海田町告示第63号）に基づく指名除外措置を行うことがある。
- (1) 町長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - (2) 資格要件の確認のために町長が行った指示に従わない場合
 - (3) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
 - (4) 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- 3 資格要件確認書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4 提出された資格要件確認書類は、当該入札に係る資格要件の確認以外には無断で使用しない。

(配置予定技術者)

第12条 配置予定技術者は、契約日時点において配置できる技術者を記載するものとする。

- 2 資格要件確認書類の提出時点において、配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。
- 3 資格要件確認書類の提出期限以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更等は認めないものとする。
- 4 落札後、配置予定技術者を配置することができない場合は、海田町建設業者等指名除外措置要綱に基づく指名除外措置を行うことがある。
- 5 落札後、工事の施工に当たって、資格要件確認書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等のやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

(入札参加資格の審査)

第13条 町長は、落札候補者から提出された資格要件確認書類等により入札参加資

格の審査を行うものとする。

(落札者の決定方法)

第14条 落札者の決定方法は、原則、最低制限価格制度（施行令第167条の10第2項の規定により落札者を決定する制度をいう。）を適用する。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 町長は、落札候補者の入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることが確認できるときは、その者を落札者として決定するものとする。

3 町長は、落札候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者から第11条の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行うものとする。

4 前項の場合において、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者が2人以上あるときは、くじを実施し、1人の落札候補者を選定するものとする。

5 第3項の場合において、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札執行規程第14条第2項の規定に基づき再度入札を行うものとする。

6 町長は、建設工事条件付一般競争入札の落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を公表するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第15条 特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか海田町建設工事共同企業体取扱要綱（平成30年海田町告示第47号）の定めるところによる。

(入札を無効とした者の取扱い)

第16条 町長は、第8条第5項及び第11条第2項の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、入札を無効とした者にその旨及びその理由を通知するものとする。

2 前項の規定により入札を無効とされた者は、前項の通知を行った日から起算して3日以内に、町長にその理由の説明を求めることができる。

3 前項の規定により理由の説明の請求があった場合、町長は速やかにその説明を行うものとする。

(入札の打ち切り)

第17条 町長は、建設工事条件付一般競争入札を行った結果、落札者が決定しないときは、建設工事条件付一般競争入札の手続を再度行うものとする。

2 町長は、前項の再度の手続においても落札者が決定しない等の特段の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札の手続によることができるものとする。

(入札結果の公表)

第18条 町長は、入札執行規程の規定に基づき入札状況を公表するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、建設工事条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。